原村「広報はら」レイアウト制作等委託業務仕様書（案）

第１章　業務の概要

１．目的

村が発行する広報誌の製作にあたり、デザイン専門知識ありDTPを熟知した専門業者の技術を活用することで、効率的に「見やすく」「分かりやすい」紙面づくりを行う。現状のデザインに変更してから４年が経過するため、さらに時世を反映したデザインを取り入れ、住民の方に親しみを持ってもらえる紙面づくりを目指す。

２．契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで（3年間、36回発行）

３．業務内容

広報はらレイアウト制作等委託業務

４．実施体制

毎月、毎号の構成及び印刷を行う。

５．総務課長との協議及び報告に関する事項

本業務に係る契約要件やスケジュールは事前の適切な時期に連絡調整することを必要とする。

６．経費の限度額

令和７年度～9年度　総額　13,363,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

年度ごとの限度額　令和７年度　4,380,000円　28P×3000部×12月（単価121.66円）

令和８年度　4,453,000円　28P×3050部×12月（単価121.66円）

令和９年度　4,530,000円　28P×3100部×12月（単価121.77円）

※予算金額は1000円以下繰り上げ。28ページを基本想定とし、
予算内において20～32ページで変動する。
実際の支払額は各号のページ数に応じて変動するものとする。

７．その他業務実施のために必要な事項

業務実施に当たっては、製作日程及び納品日を遵守することの確約。現状の広報紙において変更が必要と思われる箇所の更新案を提出する。

第２章　基本事項

１．基本仕様

（１）仕上寸法・製本　Ａ４版（右スクラム製本）　※号によりページ数は変動する

20 ページ／24 ページ／28 ページ／32 ページ

※28 ページを基本想定とし、予算内において 20～32 ページで変動する。実際の支払額は各号のページ数に応じて変動するものとする。また、事故等により発行回数が減少する場合は、契約単価及び発行回数により、支払額も変動するものとする。

（２）紙質　　マットコート 70kg 相当以上（再生紙可）／フルカラー

（３）加工　　穴開け２箇所

２．納入及び打ち合わせ場所

原村役場庁内

３．数量

発行部数　　令和７年度　28 ページ×3000 部×12 月

令和８年度　28 ページ×3050 部×12 月

令和９年度　28 ページ×3100 部×12 月

※月により、100 部程度の増減を見込む。

また予算内でページ数は 20～32 ページに増減する場合がある。

４．入稿製作環境等

（１）オフィスデータ等で作成した文字データ及び画像データを入稿する

AI、PDF 等レイアウト済みデータを入稿する場合もある

（２）画像ファイルの加工（明るさや色合い、トリミング等の調整）を行うこと

（３）必要に応じて写真・イラストデータの作成または提供をすること

（４）校正方法

① 校正は初校、再校、最終校の３回を基本とする

② 少なくとも再校では校正紙を出力すること

③ 誤字、脱字、日時及び曜日等、明らかに不適当な個所があった場合は指摘すること

④ スケジュールは、初校確認に中３日以上、再校確認に中３日以上、最終校確認及びその修正に１日程度を見込むこと（いずれも休日を除く）

５．支払い

各号の広報誌納品後に検査を行い、検査に合格後に適正な請求のあった日から 30 日以内に支払う

6．管理体制

（1） 統括責任者とデザイナーを配置し、発注者との連絡調整を適切に行い、責任を持って業務を遂行できる体制を整えること

（2） 統括責任者は、年間を通じて定期刊行物の編集・印刷に携わった経験を有する者とすること

（3） デザイナーは、 広報誌を始めとする印刷物の誌面 デザイン・レイアウトなどに関する知識を有する者とすること

（4） 業務の遂行に当たっては、当村と十分協議の上で行うこと。また、緊急時などに来庁できる体制を整えること

（5） 企画や誌面構成等に対し、適宜助言を行い、誌面作成のサポートを行うこと

7．本事業に求める効果

（1） 村その他からのお知らせを住民に分かりやすく周知すること

（2） 興味を持って内容を読んでいただける表紙及び紙面とすること

（3） さまざまな立場の方に不快感なくお読みいただける文字サイズ、色とすること

（4） 時世を反映したデザインとし住民に親しみを持ってもらうこと

8．責任の所在

納入する全ての物件については選定された事業者において最終的に責任を負うこととする。

第３章　その他の事項

1．作成された成果物については、原村が著作権を保有することとし、原村が作成するインターネットのホームページやリーフレット等に自由に使用できるものとする

2．本業務に関して知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第３者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、個人情報保護については原村個人情報保護法施行条例の規定を適用する。本庁が提供する資料は、原則として本業務にのみ使用することとし、複写及び第三者への提供は行わないこと。

3．本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、双方の協議によるものとする